

高齢者福祉制度の概要

令和4年度版

	事業名	対象者	内容	費用負担
介護者への支援	家族介護用品支給事業	65歳以上の要介護4・5と認定された人を在宅で介護している人 (介護者、要介護高齢者のいずれもが市内在住で非課税世帯であること)	現物支給 要介護高齢者一人につき、月額6,250円を限度 1か月のうち15日以上在宅で介護していること	
	ねたきり者在宅介護手当支給事業	市内に住所を有する65歳以上の在宅で要介護4・5と認定された人を介護している人 (介護者も市内に住所を有していること)	月額 5,000円 1か月のうち15日以上在宅で介護していること	
	おむつ支給事業	市内に住所を有する65歳以上の在宅で生活する要介護3・4・5と認定された人 *以下の場合には対象外 ・おむつ使用者本人が住民税課税の場合 ・家族介護用品支給事業対象者	現物支給 月3,000円を限度	
日常生活の支援	老人日常生活用具給付事業	市内に住所を有する65歳以上の防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等	電磁調理器・火災報知機・自動消火器	住民税課税世帯は費用の1割負担
	老人入浴サービス事業	市内に住所を有する65歳以上で、自宅に入浴設備がなく、サービスを必要とする人 *地区民生委員の意見書が必要	入浴券を1か月に4枚、必要月数分交付(共楽湯で利用可)	
	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし、若しくは高齢者のみの世帯で心身の障害および傷病により、寝具類の衛生管理が困難な人	寝具の洗濯・乾燥・消毒 3点一式(掛布団・敷布団・毛布) 4点一式(掛布団・敷布団・毛布・マットレス) ☆利用回数:年2回以内	3点一式 600円 4点一式1,000円 (1回)
	訪問理美容サービス事業	市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし、若しくは高齢者のみの世帯で心身の障害および傷病により、理容店や美容院に出向くことが困難な人	在宅への訪問理美容サービスを実施 調髪又はカットとブロー ☆利用回数: 3か月に1回、年4回以内	2,600円 (1回)
	生活管理指導短期宿泊事業	市内に住所を有する65歳以上で、介護保険の要介護・要支援に認定されていない在宅高齢者で、施設に一時的に入所させる必要があると認める人 *主治医の意見書が必要	短期宿泊による日常生活に対する指導・支援(7日以内)	1,730円 (1日)
	緊急通報装置貸与事業	住民税非課税世帯で、市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし高齢者で、日常生活に不安のある人 *2名以上の協力者が必要	緊急時に押しボタンを押すことにより通報する装置を設置 (固定型又はGPS端末のどちらかを選択)	
	福祉電話貸与事業	市内に住所を有する65歳以上の一人暮らし高齢者(住民税非課税世帯)	電話機のない方に設置・貸与	通話料は自己負担
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	市内に住所を有する65歳以上の認知症等による徘徊行動が見られる高齢者を介護する家族等 *介護認定を受けている人 *医師により認知症等と認められた人 *認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業登録者	・探索システム機器の購入に要する費用、加入料金、登録料の助成 ☆助成額:12,000円を限度、対象高齢者1人につき1回限り	購入費12,000円を超える額及び通信料等は自己負担
	コミュニティ入浴券交付事業	市内に住所を有する65歳以上の人	入浴券を年間48枚(月4枚)交付 100円を市が負担 共楽湯・萩の湯・かんぼの宿で利用可	入浴料金の差額を負担
高齢者介護予防住宅改修費助成事業	市内に住所を有する75歳以上のひとり暮らし、又は75歳以上の高齢者が属する高齢者のみの世帯 *生活機能全般及び運動機能の低下が認められる人 *要介護認定のない人	・手すりの取付 ・床段差の解消 ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更 ☆助成額:45,000円を限度、1世帯1回限り	・改修費5万円以内…改修費の1割 ・改修費5万円以上…4万5千円を超える額	

問い合わせ先

観音寺市 高齢介護課

高齢者福祉係

23-3968